



福祉に関する相談窓口

- 保健福祉総合相談・案内窓口
 - 市役所本庁 216-1241(FAX216-1491)
 - 谷山支所 269-2111(FAX267-6555)
- 家庭児童相談 児童の養育や家庭の相談、虐待の通告など
 - 家庭児童相談室 216-1262
 - 谷山福祉事務所福祉課 269-8473
- 母子相談 母子・寡婦家庭への貸し付けや就労支援など
 - 母子自立支援室 216-1264
 - 谷山福祉事務所福祉課 269-8473
- 介護保険相談
 - 介護保険課 216-1277
 - 谷山福祉事務所福祉課 269-8472
 - 伊敷福祉課 229-2111
 - 吉野福祉課 244-7379
- 高齢者福祉相談
 - 高齢者福祉相談室 216-1270
- 民生委員・児童委員 ひとり暮らしの高齢者の見守り、児童健全育成など
 - 地域福祉課 216-1244



健康に関する相談窓口

- ◆各保健センター、保健福祉課で相談を受け付けています
- 健康相談 生活習慣病、介護予防など、各種検査測定あり
- 乳幼児相談 子育てや保健福祉サービスなどに関することに、保健師や心理相談員が電話や面接で相談に応じます
- 栄養相談
- メタボリック症候群・うつ病・がん・介護予防の健康教室 など
 - 北部保健センター 244-5693
 - 東部保健センター 216-1310
 - 西部保健センター 252-8522
 - 中央保健センター 258-2321
 - 南部保健センター 268-2315
 - 吉田保健福祉課 294-1215
 - 桜島保健福祉課 293-2360
 - 松元保健福祉課 278-5417
 - 郡山保健福祉課 298-2114
 - 喜入保健福祉課 345-3755

■精神保健福祉相談

- 難病相談
 - 保健予防課 258-2321

変更 食品関係の受付窓口

- ◆南部保健センターで受け付けていた飲食店営業などの許可申請、バザー届、食品衛生相談などは今月から保健所生活衛生課のみの受け付けとなりました
 - 【生活衛生課 258-2321】

はぐく 子どもの笑顔と育むよるこびを支えます

第二期すこやか子ども元気プラン(平成22年度～26年度)を策定

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、「第二期かごしま市すこやか子ども元気プラン」を策定しました。このプランに基づき、保育サービス、妊娠や出産における健康診査、教育環境の整備などすべての家庭を対象にした子育て支援サービスを推進します。

■プランの基本理念

- ①未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できるような環境づくり
- ②子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり
- ③子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できるような環境づくり

■平成26年度の数値目標

一時預かりなどの保育サービス、乳幼児健診の受診率など44項目の数値目標を新たに設定しました。

【子育て支援推進課 216-1259】

■プランに定める主な事項

| |
|----------------------------------|
| 地域における子育て支援 |
| 保育所の待機児童の解消に努めます |
| 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進 |
| 妊婦健康診査や健康相談事業を推進します |
| 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 |
| 少人数指導など指導方法改善の取り組みを進めます |
| 職業生活と家庭生活との両立の推進 |
| 児童クラブの整備など多様な働き方に対応した子育て支援を推進します |
| 子どもの安全の確保 |
| 交通安全教育の徹底に努めます |
| 児童虐待対策の推進 |
| 児童虐待の発生予防や早期発見に努めます |
| ひとり親家庭の自立支援の推進 |
| ひとり親家庭の子育てや生活の支援を行います |

重要

子ども手当制度が始まります

- ◇子ども手当は次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを養育する親などに手当を支給する国の制度です(所得制限なし)
- ◇対象となる子ども 中学校修了前までの(満15歳以後の最初の3月31日までの間にある)子ども
- ◇支給額 子ども1人につき月額1万3000円

制度開始に伴う手続き

- 3月まで児童手当を受給していた人
 - ◇3月末までの児童手当支給対象児童に関しては、手続きは必要ありません
 - ※ただし、新たに子ども手当の支給対象となる子ども(中学2・3年生(平成7年4月2日から平成9年4月1日生まれまで)の子ども)を養育している人は「額改定認定請求」が必要です
 - ◇現況届を提出していないなどの理由で児童手当の支払いを差し止められている人は「認定請求」が必要です
- 児童手当を受給していなかった人
 - ◇中学3年生まで(平成7年4月2日以降生まれ)の子どもを養育している人は「認定請求」が必要です

◇請求書などの案内書類を4月中旬までに郵送します。書類が届いたら申請が必要な人は早めに手続きをしてください
◇公務員は勤務先での手続きになります。勤務先にご確認ください



- ◇転入したときや、子どもが生まれたときは15日以内に窓口での手続きが必要です
- ◇詳しくはこども福祉課216-1261、各支所の福祉課・保健福祉課へ